

平成18年6月6日

新エネルギー利用特措法（RPS法）見直しの具体的な制度提案についてのコメント

日本地熱開発企業協議会

< 該当箇所 >

2-2 自然エネルギーの定義の見直しと対象エネルギーについて

< 日本地熱開発企業協議会としてのコメント >

「地熱」のRPS法の設備認定要件としては施行規則、審査基準訓令において、「地熱資源である熱水（水蒸気を含む）を著しく減少させない発電の方法、具体的には、地熱資源である熱水を二次システムを用いるなどして間接的に利用する等の発電方法。」とされているが、従来型でも「熱水を著しく減少させず、40年間安定して運転している地熱発電所の実績があり、また、地熱発電所の長所である長期の安定性を考えれば発電方式の制限を設けるべきではないと考える。

また、対象電源の検討要件として既設に比し新規開発ポテンシャルが十分大きいことが挙げられているが、既設の設置には大きなコストが掛かっており、将来も維持に大きな負担が必要である。RPS法の趣旨は、新エネルギー等の導入・維持に掛かる大きなコストを皆で公平に負担することであると考え、新設・既設で制限を設けるべきではないと考える。新エネルギー等の更なる導入拡大を図るためには、既設設置者の長年培ってきた技術を活かすのが、最も効率的であり、既設設置者に更なる新エネルギー等の導入拡大を促すためにも、それらの努力を評価することが必要であると考え。

以 上